

保健所臨床検査業務非常勤嘱託員設置要綱

平成24年3月28日 23川健健第2098号 健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号、以下「要領」という。）第26条第1項の規定に基づき、保健所臨床検査業務非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託員は、区役所保健福祉センター衛生課において、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 区役所保健福祉センターの健診及び検査業務（業務検討会を含む）に関すること。
- (2) その他所属長が必要と認めたこと。

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、4人とする。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤嘱託員とする。

(任用要件)

第5条 嘱託員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 臨床検査技師の資格を有する者
- (2) 心身ともに健康である者

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が認めたときはこの限りではない。

(任用)

第6条 嘱託員は、健康福祉局保健所長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

3 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける嘱託員については、市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

(退職)

第8条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことがで

きる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

2 前条第1号の規定による退職又は前項の規定による解職の場合は、退職及び解職する日の前日から起算して30日前までに、退職予定通知書によりその旨を嘱託員に通知するものとする。

(守秘義務)

第10条 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間)

第11条 嘱託員の勤務日は月曜日から金曜日のうち週4日とし、勤務時間は午前8時30分から午後4時45分までとする。

2 嘱託員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず業務上必要が生じた場合は、所属長と嘱託員が設置された衛生課長との協議により、勤務時間は1日7時間15分以内、1週において29時間の範囲内で割振ることができる。

(休日)

第12条 嘱託員の休日は、正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第13条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）の途中で任用される場合にあっては、その年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 年次有給休暇は、原則として1日を単位とするが、嘱託員が設置された衛生課長が業務に支障がないと認めた場合は、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年次有給休暇は正午で区分し、2回をもって1日の年次有給休暇とする。1時間単位の年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数がある場合は1時間単位に切り上げるものとする）をもって1日の年次有給休暇とし、1年度5日間を上限として付与することができる。

3 第7条の規定に基づき任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 嘱託員に対して、要領又は要綱に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第15条 嘱託員は、要領又は要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、要領又は要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、要領第17条第4項及び第5項に定めるところによる。

4 前2項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第18条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

(第1種報酬の減額)

第19条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第20条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,546円とする。

(費用弁償)

第21条 嘱託員がその職務のために出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務及び指揮監督等)

第22条 嘱託員が設置された衛生課長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 健康福祉局総務部長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第23条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第24条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）
及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期
間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（健康診断）

第25条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）

第26条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）
その他関係法令の定めるところによる。

（委任）

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則（平成24年3月28日 23川健健第2098号）
（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日 24川健健第1765号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日 27川健健第1671号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日 28川健感第2109号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第2（第13条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日